

特許庁長官意見照会不実施通知書

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)にかかる貨物について、平成 年 月 日付で請求のあった特許庁長官への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税込率法第21条の4第3項の規定に基づき通知します。

(理由)